

「ツキノワグマ出没特別注意報」の発令について

令和8年4月27日
自然保護課

現時点のツキノワグマの目撃情報は例年の同時期と比べ、大きく増加しており、注意が必要となっています。

また、4月22日に天栄村において、今年度初となるクマによる人身被害が発生し、4月26日には福島市において、2件目となるクマによる人身被害が発生しました。

このため、下記のとおり、中通り、会津地域を「ツキノワグマ出没特別注意報」に引き上げることにしました。

冬眠から目覚めたクマがエサを求めて活動する時期となりました。

人身被害等の発生を未然に防止するため、注意喚起を図ることを目的とします。

記

1 ツキノワグマ出没特別注意報

発令期間：4月27日～6月30日

対象地域：中通り、会津地域

2 ツキノワグマ出没注意報（春期）（変更なし）

発令期間：4月27日～6月30日

対象地域：浜通り地域

3 発令基準

(1) 注意報

ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作のとき（春期）

イ 2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年よりも早く活発となる可能性があるとき（春期）

ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作と予測されるとき（秋期）

エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき

オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき

(2) 特別注意報

ア クマによる人身事故が発生したとき

(3) 警報

ア クマによる死亡事故が発生したとき

イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき

【4月26日時点の目撃情報の推移】

	令和8年	令和7年	令和6年
4月	97	22	17